

【PRTR 法】

共通事項

参考となるホームページ	https://www.nite.go.jp/chem/prtr/simenntd.html (外部サイトへリンク)
備考	<p>記載方法は参考となるホームページを参考にして下さい。ホームページには「PRTR 届出作成支援システム」も掲載されていますのでご活用ください。</p> <p>控えが必要な方は 2 部お持ち下さい。受付印を押印の上 1 部を返却致します。郵送の方は、返信用封筒も同封してください。</p> <p>現在書面で届出をされている事業者の方は、電子届出への移行にご協力をお願い致します。</p> <p>6 月末日が休日の場合は、翌開庁日が提出期限となります。余裕を持った届出をお願い致します。</p>

①第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

概要	化学物質把握管理促進法に基づく、書面による化学物質の環境への排出量及び移動量の届出書です。
提出書類	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 (PRTR法)
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	4 月 1 日から 6 月 30 日まで
提出者	化学物質把握管理促進法に基づく、第一種指定化学物質取扱事業者 (窓口を持参する方は、どなたでもかまいません)

②変更届出書

概要	化学物質把握管理促進法に基づき、書面による化学物質の環境への排出量及び移動量の届出内容を変更する届出書です。
提出書類	変更届出書 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	11 月 30 日まで
提出者	化学物質把握管理促進法に基づく、第一種指定化学物質取扱事業者 (窓口を持参する方は、どなたでもかまいません)

③過年度新規届出書

概要	化学物質把握管理促進法に基づき、書面による化学物質の環境への排出量及び移動量の過年度の届出書です。
提出書類	過年度新規届出書(ワード:20KB)
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	当該年度の届出については、6月30日を過ぎた場合に必要 過年度の届出については、4月1日から6月30日まで (ただし、事業所管大臣による照会に基づいて届出をする場合は11月30日まで)
提出者	化学物質把握管理促進法に基づく、第一種指定化学物質取扱事業者 (窓口を持参する方は、どなたでもかまいません)

⑤電子情報処理組織使用届出書

概要	化学物質把握管理促進法に基づき、化学物質の環境への排出量及び移動量の届出をする際に、電子情報処理組織を使用する場合に提出する様式です。
提出書類	電子情報処理組織使用届出書(ワード:55KB)
提出書類(紙文書)	返信用封筒(切手を貼ったもの)
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	当該年度の届出を行う場合は6月20日まで (それ以降の届出は、次年度以降の電子届出に使用可能)
提出者	化学物質把握管理促進法に基づく、第一種指定化学物質取扱事業者 (窓口を持参する方は、どなたでもかまいません)

⑥電子情報処理組織変更(廃止)届出書(PRTR法)

概要	化学物質把握管理促進法に基づき、登録情報の変更や廃止手続きをインターネットで行う場合に提出する様式です。
提出書類	電子情報処理組織変更(廃止)届出書(PRTR法)
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	変更(廃止)があった場合は直ちに提出
提出者	化学物質把握管理促進法に基づく、第一種指定化学物質取扱事業者 (窓口を持参する方は、どなたでもかまいません)